

# 教育長に関する制度の変遷の概要

都道府県					改正等	市町村				
任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇		任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇
		兼職	任期					兼職	任期	
教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職	昭和23年 教育委員会法	教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職
	免許制				昭和24年		免許制			
	任用資格制				昭和28年 昭和29年		(昭和27年 市町村への教育委員会の全面設置) (助役と兼職が可能)	(助役と兼職が可能)		(兼職なら特別職)
	任命承認制		任期なし		昭和31年 地方教育行政法	委員のうちから教育委員会 が任命	任命承認制	必ず委員と兼ねる	委員として 任期制	委員として 特別職
	(国の都道府県の役割分担等をめぐる論議)				平成10年 中教審答申等	(都道府県と市町村の役割分担等をめぐる論議)				
委員のうちから教育委員会 が任命	議会同意制	必ず委員と兼ねる (委員長との兼職は禁止)	委員として 任期制	委員として 特別職	平成11年 地方分権一括法 による改正		議会同意制	必ず委員と兼ねる (委員長との兼職を禁止)		

注) 昭和24年は教育職員免許法、昭和28年は地方自治法の改正、昭和29年は教育職員免許法等の改正。